

# § 1. 概 要

## 1 本年報の作成について

- (1) この「都市計画年報」は、都市計画に関する種々の現況を把握するとともに広範な利用に供することができるよう「年報」としてとりまとめたもので昭和41年より毎年発行しているものである。
- (2) この年報に登載している資料は都道府県都市計画担当課に調査をお願いし、これをもとに整理、集計したものである。
- (3) 本年報は、基本的には都市計画の決定がなされているものを調査対象にして編集したものである。但し、土地区画整理事業については、土地区画整合法上の土地区画整理事業の全てを調査対象として登載した。
- (4) 使用上の便宜を考慮し、編集の方針、方法等については、平成26年版と同様としている。

## 2 都市計画の決定状況等

### (1) 都市計画区域の指定状況

昭和44年に現行都市計画法が施行され、都市計画区域は一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を指定するものとされた。

平成26年度中に都市計画区域の再編等が行われたことから、全体として都市計画区域数は14減少している。その結果は以下の通りである。

都市計画区域の指定状況

年 度	都市計画 区域数	都 市 計 画 区 域 内						全 国		
		市	町	村	計	面 積 ha	人 口 千人	市町村数	人 口 千人	国土面積 km <sup>2</sup>
昭和62年度	1,236	655	1,166	106	1,927	9,281,496	109,094.0	3,245	121,874	377,835
63	1,238	656	1,171	101	1,928	9,309,638	109,918.8	3,245	122,335	377,719
平成元年度	1,243	656	1,177	104	1,937	9,353,822	111,639.4	3,245	122,745	377,727
2	1,251	656	1,186	103	1,945	9,392,381	112,236.2	3,239	123,157	377,737
3	1,258	662	1,184	109	1,955	9,449,635	112,340.7	3,236	123,587	377,750
4	1,266	666	1,185	109	1,960	9,501,678	112,807.9	3,236	123,957	377,800
5	1,274	665	1,198	104	1,967	9,577,536	113,263.4	3,235	124,323	377,812
6	1,281	665	1,205	105	1,975	9,639,959	113,756.1	3,234	124,655	377,819
7	1,285	665	1,212	110	1,987	9,692,794	114,426.7	3,234	124,914	377,829
8	1,289	670	1,223	101	1,994	9,734,103	114,639.7	3,233	125,257	377,837
9	1,294	671	1,229	103	2,003	9,776,659	115,475.1	3,233	125,568	377,837
10	1,307	671	1,238	106	2,015	9,843,747	116,004.8	3,233	125,860	377,855
11	1,308	672	1,238	106	2,016	9,854,140	116,418.8	3,230	126,071	377,837
12	1,311	671	1,239	106	2,016	9,869,465	116,813.7	3,228	126,285	377,873
13	1,318	673	1,245	105	2,023	9,937,814	117,347.0	3,224	126,479	377,880
14	1,318	676	1,237	103	2,016	9,956,148	117,677.6	3,213	126,688	377,899
15	1,319	689	1,200	99	1,988	9,948,672	118,044.7	3,133	126,824	377,907
16	1,271	728	949	77	1,754	9,978,042	118,243.7	2,522	126,869	377,915
17	1,271	772	610	44	1,426	9,982,489	118,377.7	1,822	127,055	377,923
18	1,260	777	596	42	1,415	9,987,313	118,750.1	1,805	127,053	377,930
19	1,231	778	587	42	1,407	9,995,401	119,227.8	1,794	127,066	377,946
20	1,226	778	579	41	1,398	10,004,100	119,400.6	1,778	127,076	377,947
21	1,189	781	545	38	1,364	10,069,048	119,517.3	1,727	127,058	377,950
22	1,151	780	538	38	1,356	10,097,971	119,816.3	1,727	126,923	377,955
23	1,129	782	534	38	1,354	10,159,316	119,786.7	1,720	126,660	377,960
24	1,095	783	531	38	1,352	10,172,649	120,093.9	1,720	128,374	377,962
25	1,076	785	531	37	1,353	10,188,428	120,149.8	1,720	128,438	377,962
26	1,062	783	530	36	1,349	10,191,119	120,103.2	1,719	128,226	377,972

※○東京都区部は、1市とみなして計上した。なお、26年度全国市町村数は、市791、町745、村183（北方領土の6村を含めると189）である（平成27年3月31日現在）。

(注) 全国欄のうち

#### 1. 人 口

(1) 毎年1月1日現在の「住民基本台帳人口」である。（平成24年度以前は3月31日現在）

(2) 平成24年度から外国人住民含む

#### 2. 国土面積

(1) 「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院・毎年10月1日現在）による。

(2) 昭和63年度に国土面積が減少しているのは、基準とする地形図の縮尺が変更になり、精度が上がったことによる。（昭和62年まで）1/50,000→（昭和63年以降）1/25,000

(2) 市街化区域、市街化調整区域の決定状況

都市計画法第7条の規定により、都市計画の内容の一つとして都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、少なくとも三大都市圏及び政令指定都市を含む都市計画区域については定めることとされている。

市街化区域、市街化調整区域区分の決定状況

	区域区分設定済都市計画区域					市街化区域			市街化調整区域面積	摘要
	区域数	市	町	村	計	面積	面積	人口		
						ha	ha	千人	ha	
63. 3. 31	329	388	414	41	843	5,078,117	1,362,999	77,858.2	3,715,118	
1. 3. 31	328	389	410	41	840	5,067,923	1,363,307	78,572.0	3,704,616	
2. 3. 31	329	389	410	40	839	5,074,121	1,367,181	79,897.5	3,706,940	
3. 3. 31	331	389	411	39	839	5,097,918	1,373,703	79,879.5	3,724,215	
4. 3. 31	332	396	406	36	838	5,124,224	1,380,579	80,566.6	3,743,645	
5. 3. 31	332	396	406	36	838	5,131,038	1,388,306	79,911.6	3,742,732	
6. 3. 31	334	399	406	38	843	5,146,097	1,396,090	81,128.6	3,750,007	
7. 3. 31	336	400	402	38	840	5,179,300	1,403,822	81,553.1	3,775,478	
8. 3. 31	338	402	402	36	840	5,181,642	1,408,457	81,971.9	3,773,185	
9. 3. 31	337	404	404	34	842	5,195,232	1,416,380	82,381.0	3,778,852	
10. 3. 31	337	406	403	33	842	5,195,139	1,421,291	82,833.0	3,773,848	
11. 3. 31	337	406	402	33	841	5,201,102	1,425,079	83,376.6	3,775,730	
12. 3. 31	337	406	403	33	842	5,205,864	1,432,302	83,764.7	3,773,562	
13. 3. 31	338	405	403	33	841	5,213,349	1,438,142	84,195.8	3,775,038	
14. 3. 31	337	407	399	32	838	5,219,556	1,443,808	84,719.3	3,775,748	
15. 3. 31	337	409	397	30	836	5,219,403	1,445,378	85,017.9	3,774,025	
16. 3. 31	337	411	389	30	830	5,214,237	1,446,321	85,653.2	3,767,916	
17. 3. 31	295	416	319	25	760	5,163,732	1,434,640	85,087.9	3,732,092	
18. 3. 31	294	434	215	15	664	5,169,200	1,435,765	85,489.5	3,733,435	
19. 3. 31	287	437	206	14	657	5,165,692	1,436,745	86,126.3	3,728,947	
20. 3. 31	282	437	203	14	654	5,179,064	1,439,007	86,597.7	3,740,057	
21. 3. 31	282	437	200	14	651	5,183,751	1,440,042	86,634.2	3,743,709	
22. 3. 31	281	438	183	12	633	5,176,888	1,440,000	85,377.8	3,736,888	
23. 3. 31	267	436	181	12	629	5,225,948	1,444,101	81,872.4	3,781,847	
24. 3. 31	272	439	178	12	629	5,218,869	1,441,764	86,607.1	3,777,105	
25. 3. 31	276	440	181	12	633	5,237,682	1,447,771	88,161.0	3,789,911	
26. 3. 31	271	440	176	11	627	5,251,317	1,448,003	88,714.2	3,803,314	
27. 3. 31	263	439	171	11	621	5,265,071	1,448,850	88,515.5	3,816,221	

(3) 地域地区等の決定状況

都市計画法第8条の規定により、都市計画の内容の一つとして、それぞれの都市計画区域について、地域、地区又は街区で必要なものを都道府県又は市町村が定めることとされている。また、その設定基準は都市計画法第13条1項7号の規定により「地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。」とされている。

なお、便宜上「促進区域」及び「地区計画等」等についてもこの欄に登載した。

地域地区等の種類				都 市 数	面 積
用			地 域	1,209	ha 1,859,793.5
第 一 種	途 低 層	住 居 專 用	地 域	987	338,631.9
第 二 種	途 低 層	住 居 專 用	地 域	452	15,911.9
第 一 種	途 中 高 層	住 居 專 用	地 域	1082	258,266.6
第 二 種	途 中 高 層	住 居 專 用	地 域	787	100,502.0
第 一 種	途 住 居	住 居 地	域	1194	423,025.7
第 二 種	途 住 居	住 居 地	域	965	87,554.6
準 住 居	途 住 居	住 居 地	域	660	28,453.9
近 隣 商 業 地	途 商 業	商 業 地	域	1139	76,093.2
商 準 工 業 地	途 工 業	工 業 地	域	961	74,125.7
工 業 專 用 地	途 工 業	工 業 專 用 地	域	1117	203,711.4
工 業 專 用 地	途 工 業	工 業 專 用 地	域	873	106,022.1
工 業 專 用 地	途 工 業	工 業 專 用 地	域	606	147,494.5
特 別 用 途 地 区	途 特 別 用 途	特 別 用 途 地 区	区	405	117,873.0
特 定 容 積 率 適 用 地 区	途 特 定 容 積 率	特 定 容 積 率 適 用 地 区	区	61	226,316.2
特 高 層 住 居 誘 導 地 区	途 特 高 層 住 居	特 高 層 住 居 誘 導 地 区	区	1	116.7
高 度 利 用 地 区	途 高 度 利 用	高 度 利 用 地 区	区	1	28.2
高 度 利 用 地 区	途 高 度 利 用	高 度 利 用 地 区	区	214	431,200.0
特 定 街 区 地 区	途 特 定 街 区	特 定 街 区 地 区	区	276	1,951.2
都 市 再 生 特 別 地 区	途 都 市 再 生	都 市 再 生 特 別 地 区	区	17	188.8
防 火 地 域	途 防 火	防 火 地 域	域	14	211.8
準 防 火 地 域	途 準 防 火	準 防 火 地 域	域	743	31,222.4
特 定 防 災 街 区 整 備 地 区	途 特 定 防 災 街 区	特 定 防 災 街 区 整 備 地 区	区	8	315,886.0
景 觀 地 区	途 景 觀	景 觀 地 区	区	21	47.8
風 致 地 区	途 風 致	風 致 地 区	区	224	12,338.8
駐 車 場 整 備 地 区	途 駐 車 場 整 備	駐 車 場 整 備 地 区	区	121	170,282.0
臨 港 地 区	途 臨 港	臨 港 地 区	区	121	28,585.0
歷 史 的 風 土 特 別 保 存 地 区	途 歷 史 的 風 土 特 別 保 存	歷 史 的 風 土 特 別 保 存 地 区	区	329	61,129.5
第 一 種 歷 史 的 風 土 保 存 地 区	途 第 一 種 歷 史 的 風 土 保 存	第 一 種 歷 史 的 風 土 保 存 地 区	区	9	6,428.4
第 二 種 歷 史 的 風 土 保 存 地 区	途 第 二 種 歷 史 的 風 土 保 存	第 二 種 歷 史 的 風 土 保 存 地 区	区	1	125.6
綠 地 保 全 地 域	途 綠 地 保 全	綠 地 保 全 地 域	域	1	2,278.4
特 別 綠 地 保 全 地 区	途 特 別 綠 地 保 全	特 別 綠 地 保 全 地 区	区	0	0.0
綠 化 地 域	途 綠 化	綠 化 地 域	域	76	6,229.1
流 通 業 務 地 区	途 流 通 業 務	流 通 業 務 地 区	区	4	60,642.6
生 産 綠 地 地 区	途 生 産 綠 地	生 産 綠 地 地 区	区	27	2,386.3
伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	途 伝 統 的 建 造 物 群 保 存	伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	区	222	13,442.0
航 空 機 騒 音 障 害 防 止 地 区	途 航 空 機 騒 音 障 害 防 止	航 空 機 騒 音 障 害 防 止 地 区	区	58	1,196.0
航 空 機 騒 音 障 害 防 止 特 別 地 区	途 航 空 機 騒 音 障 害 防 止 特 別	航 空 機 騒 音 障 害 防 止 特 別 地 区	区	5	5,381.0
市 街 地 再 開 発 促 進 地 域	途 市 街 地 再 開 発 促 進	市 街 地 再 開 発 促 進 地 域	域	4	2,235.5
土 地 区 画 整 理 促 進 地 域	途 土 地 区 画 整 理 促 進	土 地 区 画 整 理 促 進 地 域	域	54	69.6
住 宅 街 区 整 備 促 進 地 域	途 住 宅 街 区 整 備 促 進	住 宅 街 区 整 備 促 進 地 域	域	121	20,557.8
抛 点 業 務 市 街 地 整 備 土 地 区 画 整 理 促 進 地 域	途 抛 点 業 務 市 街 地 整 備 土 地 区 画 整 理 促 進	抛 点 業 務 市 街 地 整 備 土 地 区 画 整 理 促 進 地 域	域	6	50.7
遊 休 土 地 転 換 利 用 促 進 地 域	途 遊 休 土 地 転 換 利 用 促 進	遊 休 土 地 転 換 利 用 促 進 地 域	域	2	8.1
被 災 市 街 地 復 興 推 進 地 域	途 被 災 市 街 地 復 興 推 進	被 災 市 街 地 復 興 推 進 地 域	域	0	0.0
地 区 計 画	途 地 区 計 画	地 区 計 画	画	11	2,678.8
防 災 街 区 整 備 地 区 計 画	途 防 災 街 区 整 備 地 区 計 画	防 災 街 区 整 備 地 区 計 画	画	773	156,508.0
歴 史 的 風 致 維 持 向 上 地 区 計 画	途 歴 史 的 風 致 維 持 向 上 地 区 計 画	歴 史 的 風 致 維 持 向 上 地 区 計 画	画	7	1,278.5
沿 道 地 区 計 画	途 沿 道 地 区 計 画	沿 道 地 区 計 画	画	0	0.0
集 落 地 区 計 画	途 集 落 地 区 計 画	集 落 地 区 計 画	画	3	646.1
集 落 地 区 計 画	途 集 落 地 区 計 画	集 落 地 区 計 画	画	14	591.4

(4) 都市計画施設の決定状況

都市施設は、都市計画法第11条の規定により、「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設（道路、公園、下水道等）を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる」とされており、個々の施設について原則として都道府県若しくは市町村が同法第13条の都市計画基準の趣旨に従って「当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを一体的かつ総合的」に定めることとされている。

具体的には、「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよう」定めるとともに「市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域については、義務教育施設をも定める」こととされている。

このような方針に則って決定されている都市計画施設の決定状況は、次のとおりとなっている。

イ. 道 路

(車線数別)

区 分			H27. 3. 31	
			計 画	改 良 済
総	延	長	km	km
8	車 線	以 上	72,521.41	46,112.04
6	車 線	線	191.70	136.68
4	車 線	線	1,446.36	1,144.92
2	車 線	線	17,016.41	11,454.96
車線数を定め ない路線			28,389.09	17,281.62
未 決			1,747.88	1,386.53
			23,729.92	14,707.22

(幅員別)

区 分			H27. 3. 31	
			計 画	改 良 済
総	延	長	km	km
4	0 m	以 上	72,521.41	46,112.04
3	0 m	～ 4 0 m	2,312.55	1,717.32
2	2 m	～ 3 0 m	4,436.99	3,106.85
1	6 m	～ 2 2 m	16,309.18	10,950.52
1	2 m	～ 1 6 m	29,777.57	18,019.38
8	m	～ 1 2 m	14,202.89	8,581.91
8	m	未 満	4,279.72	2,752.41
			1,202.45	983.56

## (道路種別)

区 分		H27. 3. 31	
		計 画	改 良 済
		km	km
総 延	長	72,521.41	46,112.04
自 動 車 專 用 道	路	5,383.21	3,144.78
幹 線 街 路	路	64,413.59	40,726.97
区 画 街 路	路	1,494.64	1,154.66
特 殊 街 路	路	1,229.96	1,085.63

## 口. 公 園

(面積単位 : ha)

区 分		H27. 3. 31	
		箇所数	面 積
街 区 公 園	計 画	31,720	7,800.47
	供 用	30,320	7,327.42
近 隣 公 園	計 画	4,616	9,081.36
	供 用	4,107	7,463.79
地 区 公 園	計 画	1,234	7,088.25
	供 用	1,145	5,904.80
総 合 公 園	計 画	1,274	34,947.10
	供 用	1,193	23,236.55
運 動 公 園	計 画	626	12,334.38
	供 用	597	9,802.11
特 殊 公 園 (風 致 公 園)	計 画	404	10,242.40
	供 用	342	5,786.28
特 殊 公 園 (風 致 公 園 以 外)	計 画	283	3,577.25
	供 用	253	2,022.91
広 域 公 園	計 画	212	26,392.80
	供 用	207	15,709.60
計	計 画	40,369	111,464.01
	供 用	38,164	77,253.46

ハ. その他の主な都市計画施設

(27. 3. 31現在)

施設区分	都市数	単位	箇所		面積・延長等	
			計画	供用又は完成 (概成を含む)	計画	供用又は完成 (概成を含む)
駅前広場		m <sup>2</sup>	2,955		12,659,731.0	10,371,070.0
都市高速鉄道	171	km	356		2,291.4	1,962.0
自動車場	214	ha	487		269.7	250.4
自動車場	212	ha	585		70.1	64.4
自動車場	36	ha	55		170.5	159.3
空港	3	ha			120.1	120.1
軌道	1	km			6.5	5.4
港湾	2	ha			72.7	72.7
通路	31	m			4,963.0	2,653.0
交通広場	81	m <sup>2</sup>	130		393,314.0	263,544.0
緑地	635	ha	2,526	2,280	58,929.0	18,702.7
広場	32	ha	40	35	40.2	38.8
墓園	237	ha	315	282	6,292.7	4,260.0
その他公共空地	20	ha	28	26	137.7	129.3
水道	6	ha			23,118.2	23,118.2
公共下水道		m			103,948,323.0	89,676,077.0
流域下水道		m			1,328,168.0	1,144,480.0
汚物処理場	535	ha	586	558	1,067.9	990.3
ごみ焼却場	616	ha	768	698	2,400.7	2,068.8
地域冷暖房施設	21	m <sup>2</sup>	87		460,578.0	325,681.0
ごみ処理場	375	ha	475	432	1,695.2	1,403.8
ごみ運搬用管	6	m	6	5	27,330.0	25,148.0
市と河川	278	ha	371	364	1,755.7	1,669.5
運河	91	ha	88	86	273.9	267.5
水路	160	km			1,307.2	710.6
学館	6	km			79.8	43.1
図書館	2	km			3.0	3.0
図書	36	ha	206	196	634.8	578.1
体育館・文化会館	3	ha	3	3	1.1	1.1
病院	18	ha	33	30	264.1	260.0
保健所	13	ha	16	16	65.3	64.5
診療所	12	ha	27	25	3.7	3.5
老人福祉センター	1	ha	2	2	2.7	2.7
火葬場	16	ha	18	18	45.5	45.5
一団地の住宅施設	634	ha	688	661	1,035.8	972.1
一団地の官公庁施設	73	ha	235		3,335.4	
流通業務団地	12	ha	12		195.7	
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	21	ha	26		1,740.5	
一団地の復興拠点市街地形成施設	17	ha			313.7	
防波堤	0	ha			0.0	
防潮堤	12	km	47	23	52.6	23.4
防火水槽	82	m <sup>2</sup>	951	949	20,223.0	20,183.0
河岸堤防	1	km	10	10	37.1	37.1
公衆電気通信の用に供する施設	1	ha	2	2	1.4	1.4
防水施設	8	m <sup>2</sup>	16	12	751,500.0	293,500.0
地すべり防止施設	1	ha	1		50.7	
砂防施設	11	m <sup>2</sup>	45	26	16,359,616.0	2,290,446.0

(5) 市街地開発事業の決定状況

市街地開発事業は、都市計画法第12条の規定による土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業であり、都市計画ではその種類、名称、施行区域及び施行区域の面積を定めるところとされている。

また、市街地開発事業は「市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること」とされ、これら面的整備事業を積極的に推進し、計画的な都市整備を図ることとしている。

このような位置づけにある市街地開発事業の決定状況は、次のとおりである。

### 市街地開発事業の決定状況

	H27. 3. 31		
	都市数	地区数	計画面積
			ha
土地区画整理事業	971	5,031	279,695.9
うち特定土地区画整理事業	121	301	20,379.0
新住宅市街地開発事業	37	49	15,600.1
工業団地造成事業	41	52	8,369.6
市街地再開発事業			
うち市街地再開発事業	286	943	1,450.2
うち市街地改造事業	11	16	29.1
住宅街区整備事業	5	6	46.2
防災街区整備事業	5	9	8.6

#### (6) 都市計画事業費及び財源

都市計画事業とは、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいい、国の機関、都道府県、市町村及びこれ以外の者で都道府県知事の認可を受けた者がこれを行うことができる。

本調査では、このうち、都道府県、市町村が行った都市計画事業を主な都市計画施設等の種別別に、その事業費と財源を調べたものであり、その状況は次のとおりである。

#### 平成26年度主な都市計画施設の事業費及び財源

(単位：千円)

	26年度	25年度	比較増▲減
事業費合計	3,316,848,588	3,348,791,290	▲ 31,942,702
道路	596,789,294	675,908,302	▲ 79,119,008
土地区画整理	442,561,328	413,607,538	28,953,790
公園	251,427,409	234,427,865	16,999,544
下水	1,486,174,623	1,564,128,936	▲ 77,954,313
市街地再開発	282,066,351	214,365,840	67,700,511
その他	257,829,583	246,352,809	11,476,774
(財源内訳)			
財源合計	3,316,848,588	3,348,791,290	▲ 31,942,702
国庫補助金	909,279,350	915,659,127	▲ 6,379,777
都道府県支出金	449,862,578	460,813,053	▲ 10,950,475
うち地方債	207,519,138	228,329,676	▲ 20,810,538
うち市町村負担金	61,079,340	59,333,107	1,746,233
市町村支出金	1,707,457,495	1,785,725,052	▲ 78,267,557
うち地方債	896,071,156	1,079,767,956	▲ 183,696,800
うち都道府県補助金	28,102,247	28,905,736	▲ 803,489
うち都市計画税	299,705,963	343,568,458	▲ 43,862,495
自己資金等	250,249,165	186,594,056	63,655,109
うち公共団体補助金	28,294,142	19,017,413	9,276,729

(7) 都市計画税の徴収状況

地方税法により市町村は都市計画事業等に必要な費用に充てるため、都市計画区域として指定されたものの全部又は一部の区域内（条例で定める）に所在する土地及び家屋に対し、その価額を課税標準として、その土地又は家屋の所有者に対し、100分の0.3を超えない税率で都市計画税を課することができることとされており、その徴収状況は次のとおりである。

平成26年度都市計画税徴収市町村状況

		26年度	25年度	比較増▲減
都市計画区域内 市町村数	市	783	782	1
	町	530	526	4
	村	36	38	▲2
	計	1,349	1,346	3
都市計画事業 施行市町村数	市	641	641	0
	町	274	257	17
	村	15	15	0
都市計画税 徴収市町村数	市	532	531	1
	町	114	117	▲3
	村	1	1	0
	計	647	649	▲2
税率による 分類市町村数	0.3/100	326	322	4
	～0.28/100	6	6	0
	～0.26/100	15	18	▲3
	～0.24/100	58	53	5
	～0.22/100	3	3	0
	～0.2/100	182	182	0
	～0.18/100	5	4	1
	～0.16/100	3	3	0
	～0.14/100	15	16	▲1
	～0.12/100	1	1	0
	～0.1/100	24	27	▲3
	～0.09/100以下	9	14	▲5
都市計画税徴収額		千円 1,186,872,150	千円 1,182,828,006	千円 4,044,144